

1 景観法

景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置について定める総合的な法律です。

(1) 景観行政団体

景観法では、景観行政を担う主体として景観行政団体を定めています。

本県では、中核市である鹿児島市に加え、令和元年5月1日までに、全ての市町村が県との協議(同意)を得て景観行政団体となりました。

(2) 景観計画

景観行政団体は、景観計画を定めることができます。また、景観計画は、住民やNPOが提案することもできます。

- ・ 景観計画区域(都市計画区域以外でも定めることができます)
- ・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- ・ 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項 など

(3) 景観計画区域と景観地区

(ア) 景観計画区域内では、建築物の建築等に対する届出、勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行いますが、景観上影響の大きい建築物等のデザイン、色彩については、条例を定めることで変更命令が可能となっています。

また、より積極的に良好な景観の形成を図る地区を景観地区として都市計画で定めることができます(都市計画区域、準都市計画区域内に限る)。

(イ) 景観地区内では、建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限を定めることができます。

景観地区内で建築物の建築等をしようとする者は、この制限に適合することについて、市町村長の認定を受けなければなりません。

(4) 景観重要建造物・景観重要樹木

景観行政団体の長は、景観上重要な建築物、工作物、樹木を指定することで、これらの現状変更に際して、許可申請の手続きを求めることができます。

(5) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、きめ細やかな景観形成に関するルールとして協定を締結することができます。

景観法の制度活用のイメージ:地域景観



景観法の制度活用のイメージ:まちなみ景観



出典:国土交通省ホームページ

2 歴史まちづくり法

歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)は、城や神社、仏閣等の歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家、武家屋敷等の歴史的な建造物、そこで営まれる工芸品の製造・販売、祭礼行事等地域固有の風情、情緒、たたずまいなどと一体となって形成された良好な環境を維持・向上させ、後世に継承するために制定された法律です。

(1) 歴史的風致維持向上計画

市町村は、国の基本方針に基づき、歴史まちづくりに関する方針や重点区域等を記載した歴史的風致維持向上計画を、国に認定申請できます。計画の認定を受けることにより、歴史まちづくりを進める事業に対して重点的な支援や法律上の特例措置を受けることができます。

3 屋外広告物法

屋外広告物法は、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

県では、同法に基づき、鹿児島県屋外広告物条例を定め、屋外広告物の大きさや高さ、表示場所など必要な規制を行っています。

(1) 屋外広告物

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出または表示されたものやこれらに類するものをいいます。

これらのうち、著しく汚染し、退色し、または破損や老朽したものなどは、いかなる場合にも表示等を禁止しています(禁止広告物)。

(2) 禁止物件(屋外広告物を出せない物件)

橋りょう、石垣、街路樹などを禁止物件として定め、原則として屋外広告物の表示等を禁止しているほか、電柱類については、はり紙、はり札又は立看板の表示等を禁止しています。

(3) 禁止地域（屋外広告物を出せない地域）

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、都市公園、空港、港湾、駅前広場や道路及び鉄道に接続する地域で知事が指定する区域などを禁止地域として定め、原則として屋外広告物の表示等を禁止しています。

(4) 制限地域（許可がないと屋外広告物が出せない地域）

鹿児島市及び指宿市を除く県内全市町村及び知事が指定する道路の区間などを制限地域として定め、屋外広告物を表示等する場合は、表示等しようとする場所の市町村長の許可が必要です。

(5) 適用除外

禁止物件、禁止地域及び制限地域においても、公共性や社会的に必要性の高い屋外広告物については、規制の対象から除外しています。

(6) 屋外広告業の登録

屋外広告物を自らが表示等をする場合以外については、屋外広告業の登録を受けた者でなければ、屋外広告物の表示または掲出物件を設置することができません。

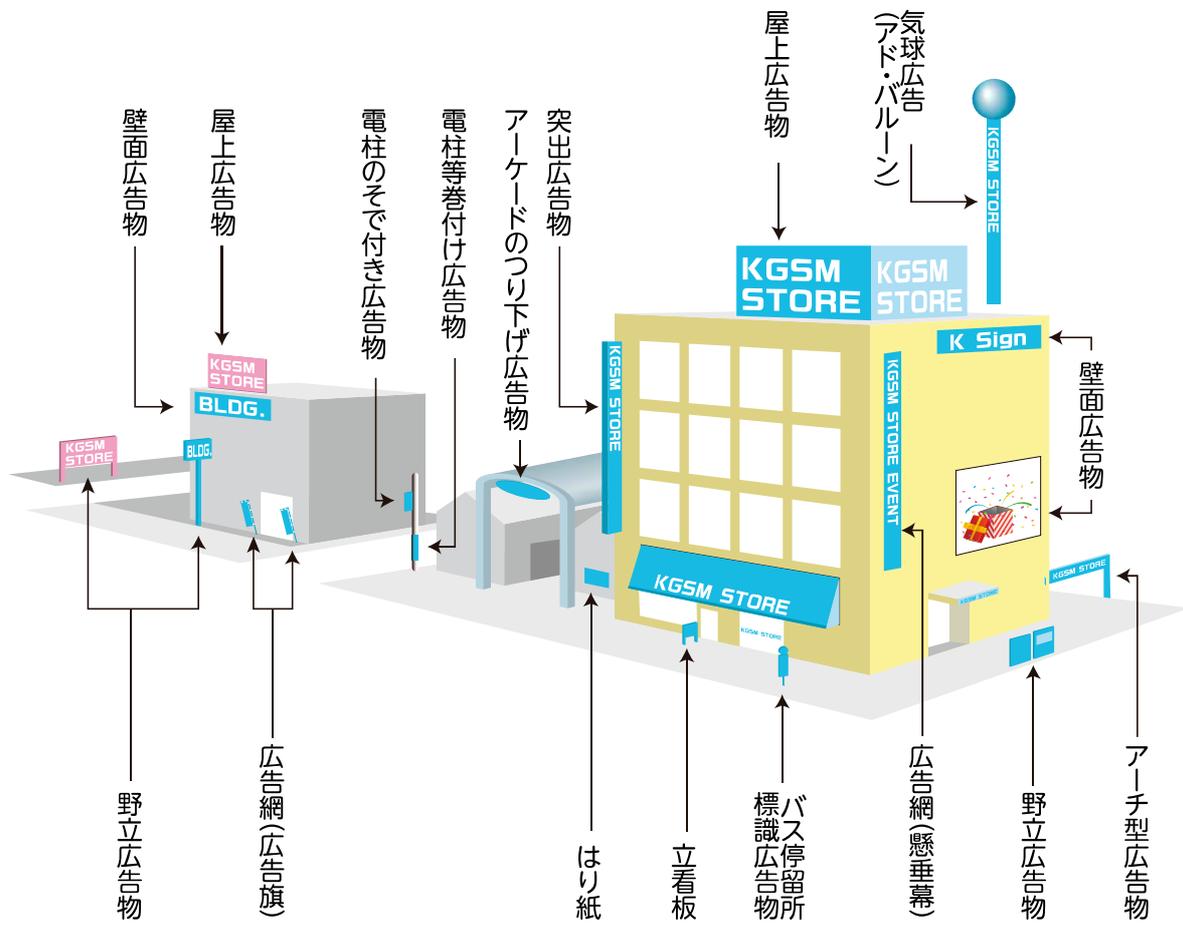
本県内で屋外広告業を営もうとする者は、知事（鹿児島市内のみで営業しようとする方は鹿児島市長）の登録が必要です。

(7) 管理・点検義務

屋外広告物の老朽化や腐食による落下事故を防止し、常に良好な状態を保持するため、広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者は、補修その他必要な管理を行わなければなりません。

また、一定の規模以上（面積10㎡超又は高さ4m超）の許可に係る屋外広告物については、屋外広告士などの資格を有する管理者を置かなければならず、許可の期間の更新時には、安全点検結果報告書の提出が義務付けられています。

屋外広告物の種類



出典:鹿児島県屋外広告物の手引き